

V 若年者移住定住促進事業補助金について

金ケ崎町内の企業等に就職するため、金ケ崎町内にU・Iターンした若年者の民間賃貸住宅の賃借に要する費用の一部を最大3年間補助します。

1 対象者～次の要件に全て該当する方が利用できます。

- 金ケ崎町の出身者で、3年以上町外へ転出している35歳未満（※1）の方又は金ケ崎町以外の出身で35歳未満（※1）の方

※1 補助金交付申請時において35歳未満であること。

- 新たに金ケ崎町内の企業等に正社員として就職（※2）するため、定住の意思をもって平成28年9月1日以降、金ケ崎町に住民登録した方

※2 転籍、出向によるものを除きます。

- 金ケ崎町内の企業等に正社員（※3）として勤務している方

※3 契約期間の定めのない雇用契約を締結していること。

- 自己の居住のため民間賃貸住宅（公的賃貸住宅、官舎、社宅、社員寮、親族所有の住宅 申請者及び申請者の配偶者の2親等以内の親族が所有し、又は管理している住宅を除く。）の賃貸契約を締結し、現に居住している方

- 下記に該当しないこと。

- ・ 公的制度による家賃補助等を受けていないこと。
- ・ 町税等（町民税、固定資産税、国民健康保険税、軽自動車税、上下水道使用料、保育料及び学校給食費）を滞納していないこと。
- ・ 入居する世帯員が、公務員又は独立行政法人若しくは地方独立行政法人の役員又は職員でないこと。

※ なお、雇用されている企業等の人事異動等が見込まれることにより町内に定住しないことが明らかであると認められる者は、補助金の交付対象となりません。

2 補助内容

1月当たりの家賃（2万円以上）から、1月当たりの住宅手当の受給額相当額を控除した額の1/2以内の額（上限1万5千円）を最大36カ月間補助します。

【問い合わせ・申込先】

〒029-4592 岩手県胆沢郡金ケ崎町西根南町22番地1

岩手県金ケ崎町商工観光課 雇用定住対策室

TEL 0197-42-2111